

平成21年第13回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成 21年11月19日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成21年11月24日 午後 3 時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1 番	矢ヶ崎 紀 男	2 番	前 田 親 人
3 番	三 堀 善 業	4 番	中 谷 道 文
5 番	中 村 守 夫	6 番	永 原 良 子
7 番	船 木 善 司	8 番	岩 田 清
9 番	根 橋 俊 夫	10 番	成 瀬 恵津子
11 番	宮 下 敏 夫	12 番	宇 治 徳 庚
13 番	山 岸 忠 幸	14 番	篠 平 良 平

6. 会議事項

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 2 号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 3 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 4 号 平成21年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 7 議案第 5 号 平成21年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第 6 号 副町長の選任について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克 彦	副町長	赤 羽 八洲男
教育長	古 村 仁 士	総務課長	小 沢 辰 一
まちづくり政策課長	松 尾 一 利	住民税務課長	林 龍 太 郎
保健福祉課長	井 口 敬 子	産業振興課長	中 村 良 治

建設水道課長	増 沢 秀 行	水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘
会計管理者	竹 淵 光 雄	教育次長	林 一 昭
病院事務長	荻 原 憲 夫	福寿苑事務長	金 子 文 武
消防署長	赤 羽 守	両小野国保診療所	
社会福祉協議会		事務長	向 山 光
事務局長	林 康 彦		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	桑 沢 高 秋
議会事務局庶務係長	武 井 庄 治

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第2番	前 田 親 人
議席 第3番	三 堀 善 業

10. 会議の顛末

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

定足数に達しておりますので、これより平成21年第13回辰野町議会臨時会を開会します。本日は、町長4期目の最初の本会議であります。ここで議会を代表してお祝いの挨拶を申し上げます。

議会を代表し一言お祝いの言葉を申し上げます。矢ヶ崎町長4期目の当選誠にめでとうございます。去る、10月25日の町長選挙におきまして、見事激戦の中、4回目の当選を果たし11月12日に就任されました。一口に4期と申しますが4期も続けて町長の要職に就任いただくと言うことは大変なことであり、議員一同心よりお喜びを申し上げます。矢ヶ崎町政3期12年の実績と経験、信頼、中央への太いパイプが評価され、町民は町政の継続を選択しました。具体的には南信パルプ跡地などへの企業誘致、徳本水地籍バイパス化の着工、梅雨前線豪雨の早期復旧などなど、申し上げれば数多く枚挙に暇がありません。その実施にあたりましては常に町民の立場に立って、大所高所からの英断によりその役割を担われてきたことは記憶に新しいところでもあります。4期目の公約には、子育て支援、福祉、まちづくり、人づくり、環境、交通、産業育成、教育環境の改善などを掲げ、町政の総仕上げとし選

挙戦を戦われ多くの町民に支持され当選されました。矢ヶ崎町政の今後4年間の行財政運営に大いに期待をいたします。しかしながら辰野町には辰野病院の新築移転問題、上伊那地域医療再生計画による公立3病院の連携、また、国道153号線をはじめとした道路問題など、すぐに取り組みなければならない多くの問題が山積しています。今後も時代の大きな変化や社会の潮流に背を向けることなく自信と信念を持って、そして調和と融和を図りながら町政を進めていただきたいと思います。議会といたしましても町政のチェック機能をしっかり果たし、矢ヶ崎町長が存分に力を発揮いただけるよう側面から支え、辰野町発展のために全力を尽くしてまいります。結びに矢ヶ崎町長のご自愛、そしてますますのご活躍とご健勝を祈念し、また上伊那町村会のリーダー、県町村会の主要役員としてご活躍されることを願い、議会を代表してのお祝いの言葉といたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。第13回臨時会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第13回辰野町議会臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては時節柄お忙しいところをご出席賜り、心から感謝を申し上げます。また只今議長さんから身に余るお祝いのお言葉をいただきまして、感激でございます。心からお礼を申し上げます。さて10月25日執行されました辰野町長選挙におきましては、各種団体の皆様のご推薦もいただき、1,900票余りの得票差をもちまして新任を賜り、4期目のスタートをできますことを心から議員の各位をはじめ、そして町民の皆様方のおかげと心より厚く御礼を申し上げますところでございます。国政の変動に対応しましてやり遂げなければならない事業の総仕上げの時として一念発起、立候補させていただいたわけでございます。現職の悲哀の中と申しますか公務が立て込んでいて、後援会活動も更にまた選挙戦に至りましても時間の余裕がない、短い選挙運動期間中では十分に有権者の皆さんに私の政策の理解をしていただくことができ得なかったのではないかと不安もあったわけでございますが、3期12年の実績を高く評価していただき、そんな結果をもち意を強くするとともに難し時代の舵取りを託されたわけでございますが、反面その重圧も感じているところでございます。4期目にあたりましては「育てる」をキーワードに取り組んでまいりたいと思っております。それは時代を担う子どもたちの育成、子育ての支援であり、町の

発展を考えて意見を、提言をいただける人々、また協力いただける人々など職員と正に協働のまちづくりを担っていただける人材の育成でもございます。また三方につながる地の利を活かした「人の出て行く町から、入ってくる町に変えていくまちづくり」をサブキーワードとして観光にも力を注ぎたいと思っております。観光の光とは地域の資源であり、人の生きざまであり、文化・歴史でありまして住民の宝でもあります。これらを体系的に多面的に発掘し住む人が誇りを持って楽しみ訪れる人を笑顔で迎えらるようなまちづくりも大切ではないかと考えております。政権交代により国庫事業の仕分けが進められておりますが、地方への財源確保も働きかけ国道 153 号線をはじめとする道路改良、保健・福祉・医療の核となる辰野病院の新築移転、企業誘致等による財政基盤の確立、子育て・福祉環境の充実など住民の負託に応えてまいりたいと思います。まずは職員の意識改革が必要であり、就任式におきましても課長、課長補佐等に檄を飛ばしたところでございます。政治信条といたしましては行政のトップではなく、町民と職員の間にいるのは町長との認識に立ちまして、住民の声を職員に伝え、国、県につないでいく総仕上げの行政執行に努めてまいります。議員各位におかれましても温かいご理解とより一層のご支援、ご協力を賜り力強いご示唆をいただければ幸いです。さて今臨時議会で審議いただきます議案は、辰野町議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、辰野町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、平成21年度辰野町一般会計補正予算、平成21年度辰野町上水道事業会計補正の予算、並びに副町長の任期満了に伴う選任についての6議案であります。提案時ご説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願いを申し上げ、臨時議会招集にあたってのご挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第115条の規定により議席2番、前田親人議員、議席3番、三堀善業議員を指名します。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の付議事件は、あらかじめ告知のとおりでありますので、会期を本日一日としたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日間と決定いたしました。日程第 3、議案第 1 号辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第 1 号 朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 1 号辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。この議案は 8 月 11 日の人事院の勧告に基づきまして国家公務員が実施したことによりまして、人事委員会を置かない辰野町では人事院の勧告に沿って実施をしたいとすることでございまして、この後の第 2 号議案、第 3 号議案もこれに基づいて提案をさせていただくものでございます。辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、人事院勧告に基づきまして辰野町議会議員の期末手当の支給月数を 0.25 箇月削減をするための条例の一部を改正したいものでございます。議案と併せまして、別紙の条例新旧対照表をご覧をいただきたいと思っております。第 5 条関係でございますけれども、第 5 条 2 項中 6 月 30 日に支給する「100 分の 160」を「100 分の 145」に、12 月 10 日に支給する「100 分の 170」を「100 分の 160」に改めるものでございまして、それぞれ 0.15 月、0.1 月合計で 0.25 月の減額とするものでございます。この条例は平成 21 年 12 月 1 日から施行するものでございます。以上提案理由を申し上げます。全議員の皆さんのご賛同をいただき原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 1 号辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りいたしま

す。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。日程第4、議案第2号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第2号 朗読)

○議長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは議案第2号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。人事院勧告に基づきまして辰野町特別職職員で常勤のもの等の期末手当の支給月数を改定するため、条例の一部を改正したいものでございまして、町長、副町長、教育長について該当するわけでございます。お手元の議案と併せ別紙の新旧対照表をご覧をいただきたいと思います。これはその後で説明をいたします議案第3号の一般職の条例を読み替えておりますので、施行日の違いによりまして1条と2条の条立てにしてございます。まず第1条の関係でございますが、これは12月に支給する期末手当についてでございます。第3条第2項中、「100分の160とあるのは100分の170」を、「100分の150とあるのは100分の160」に改めるというものでございまして、0.1月の減額でございます。第2条に関しましては6月に支給する期末手当でございます。第3条第2項中「100分の140とあるのは100分の160」を「100分の125とあるのは100分の145」に改めるもので0.15月の減額になります。第1条につきましては平成21年の12月1日から施行し、第2条につきましては平成22年の4月1日から施行するものでございます。以上提案理由を申し上げます。全議員のご賛同をいただきまして原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 2 号辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。日程第 5、議案第 3 号辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第 3 号 朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 3 号辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。人事院勧告に基づき辰野町一般職の職員の住宅手当、月例給の引き下げ、期末勤勉手当の減額等を行うため条例の一部改正をしたいものでございます。今年度の人事院勧告の改正点は 4 つございまして住宅手当の自宅に関わる住宅手当の廃止、これは 1 月 3,500 円出ている持ち家の住宅手当の廃止でございます。それから一般職の月給でございすけれども、平均 0.2 %の減額でございます。初任給を中心としました若年層それから医療職 1 表を使っております医師の給与を除き、全ての月額棒給月額の引き下げでございます。それから 3 番目といたしましては期末勤勉手当を年間 0.35 月減額をするものでございます。4 番目といたしましては本年の 4 月 1 日から 11 月までの給与、手当、期末勤勉手当に 0.24 %の調整率を掛けた金額を 12 月の期末手当から減額調整をするというものの内容でございます。お手元の議案と併せまして新旧対照表をご覧をいただきたいと思えます。新旧対照表の第 1 条をご覧をいただきたいと思えますが、条例第 16 条の 2、16 条の 3 を改正案のとおり変更したいとするものでございまして、これにつきましては自宅に関わる住宅手当の廃止をする改正でございます。借家などの手当だけが対象となりますが 3,500 円の 16 条の 3 の 2 項の部分を削除するものでございます。次に

26条、期末手当の関係でございますけれども、「100分の160を100分の150」に0.1月減額、管理職につきましては「100分の140を100分の125」に0.15月減額するものでございます。同条第2項の再任用職員についても「100分の85を100分の80」に改めるものでございます。新旧対照表をおめくりをいただきまして29条関係でございますが29条第1項第1号の勤勉手当の額でございますけれども、「100分の75を100分の70」0.5月減額するよう改めるものでございます。給料表につきましてでございますが、別表がございますけれどもそれは戻っていただきまして、議案の1枚めくっていただい所に別表がございます。こちらの方は月例給の引き下げ平均で0.2%になるわけでありますが、この料金表は国と同じ改正でございまして、初任給を中心とした若年層と医療職1表を除きましての月額棒給月額の引き下げでございまして、一般職の月例給の平均0.2%の減額となっている表でございます。これにつきましては本年の12月1日が施行日となるものでございます。それでは議案の後ろから2枚目まで給料表がありますのでめくっていただきまして、第2条関係につきまして説明をさせていただきます。第2条を説明いたします。この施行日は平成22年の4月1日が施行となります。議案とともにこの第2条の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。まず26条関係でありますけれども第1項の期末手当の額でございますが、6月に支給する場合については「100分の140を100分の125」に0.15月の減額、管理職においては6月に支給する場合は「100分の120を100分の105」に、12月に支給する場合におきましては「100分の125を100分の130」に改め、同項第2項の再任用職員についても「100分の75とあるのを100分の65」に、また「100分の80を100分の85」にそして「100分の120」とあるのは「100分の65」を「100分の105」とあるのは「100分の55」というものに改めるものでございます。それから第29条勤勉手当の額でありますけれども、第1項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め0.05月の減額とするものであります。再任用職員は同条の同項第2号を6月も12月も同様の「100分の35」に改めるものでございます。現在この制度はございますけれども、辰野町では再任用職員は該当者はありません。次に続きまして3条をご覧いただきたいと思っております。新旧対照表をおめくりをいただきましてご覧いただきたいと思っておりますが、平成18年の辰野町の条例第6号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を改正するものでございまして、同年に行われました給与構造改革の俸給水準の引き

下げに伴う経過措置額の、現在受けていた給料月額に達しない職員はその差額を支給をしていたものでございます。その算定基礎となる額につきましても引き下げが行われるわけでございます。その行われる職員を対象に調整率を踏まえた 100 分の 99.76 の数字を乗じて得た額をその調整額とする改定でございます。議案に戻っていただきまして、後ろから 1 枚めくっていただきまして附則をご覧をいただきたいと思いますが、附則第 1 項さきほど説明をいたしました、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし第 2 条の規定は平成 22 年の 4 月 1 日からの施行となります。附則の第 2 項でございますけれども、本年 12 月に支給します期末手当に関する特例措置といたしましてそれを定めるものでございまして、一般職の月例給は平均の 0.2 % の減額となっています。議案の下段の所に、一番最後の所にあります行政職給料表 1 それから医療職給料表 2、めくっていただきまして医療職給料表 3 というものがあるかと思いますが、この適用を受ける職員もしくは医療職の給料表 1 表を除いた、それと初任給を中心とした若年層でございますけれども、そこを除いた職員が減額改定対象職員となるわけでありまして、その職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、管理職手当の 8 月分、4 月から 11 月分につきましてはその合計額に、4 月 1 日のその合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額と同項 2 号の本年 6 月に支払われました、期末手当、勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額をこの 12 月に支給する期末手当から差し引くとするものでございます。それが今回の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正をお願いしたいものでございます。以上提案理由を申し上げます。全議員の皆さんのご賛同をいただきまして原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第 3 号辰野町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。日程第6、議案第4号平成21年度辰野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。議案の朗読をいたします。

○議会事務局長

（議案第4号 朗読）

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成21年度辰野町一般会計補正予算（第5号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、新型インフルエンザ予防接種助成金、第2弾のプレミアム商品券発行事業、そして除雪経費などの補正予算であります。この補正総額は1億67万1,000円の追加であり、予算総額は81億149万9,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては、普通交付税、負担金、県支出金の増額補正であります。歳出につきましては民生費では川島地区及び泉水地区の介護予防センター建設事業費等であります。衛生費では予防費に住民税非課税世帯を対象として新型インフルエンザ予防接種の助成であります。農林水産業費では西部辰野土地改良区における加圧送水ポンプ制御装置改修工事等であります。商工費ではプレミアム商品券発行経費であります。土木費では冬期を迎え除雪に関わる経費として散布機の購入と除雪委託料等であります。災害復旧費では予算の組み替えであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議のうえ可決くださいますようお願いを申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（9番）

2点ほどお伺いをいたします。まず1点は川島地区の今度の介護予防センターということなんですけれども、実質上の泉水もそうだし今までもそうだったと思うんですけれども介護予防という事業、ソフト事業を展開しながら事実上、公民館というとおかしいですけど集会所のような形で使っている実態があるかと思うんですが、

ご覧の内容のとおり川島の場合はもう殆ど旧区、今耕地ごとですかね、いわゆる公民館というのは殆ど整備されておりまして、現状もう既に介護予防事業っていうのは行われているわけですが、これをまた更にこういうものを造っていく必要性といえますかね、それについて若干の疑問を持っているんですけどもどのような事業をここで展開していくのかそれをご説明いただきたいと。2番目はですね14ページなんですけれども、除雪委託料、機械管理と除雪委託料 200 万の増額っていうことなんですけれども、これは何か今年は今のところ長期予報では暖冬というようなことで、特に今の段階で補正していくっていう理由がちょっと分からないですがその理由について伺います。

○町 長

1番目の質問に対してお答えを申し上げます。川島地区のこの介護予防センターは川島児童館の跡地ということでありまして。これに関しまして地元から区をあげての強い要望がありまして、介護予防センターの構築をお願いして欲しいということでありまして。なおまた辰野町が造って児童館として運営をしていた時に底地は全部借地でありました。この借地の後の使用の問題に対しまして地主ほかなどからいろんな相談をしてきたところがございますが、結果的に公共の施設等を造って使用するということであれば、売却してもよろしいという話がありましてその土地も購入させていただいてそこへ公共的なものを造る。同時に当区からさきほど言ったように強い介護予防の要請があったということがございます。介護予防は各地に公民館などもあって、そこでもできるわけなんですけれども本来の介護予防センターはやはりバリアフリー化してないとあまり完璧な適合はできない、そのほかいろいろあるわけでありまして。今お話のように各地では公民館の建て替えと同時に介護予防センターの機能も果たせるものという形でやってまいりました。ここも児童館でありますので、この児童館自体はもう老朽化しそういった使用には耐えませんので、取り壊しをして近くに川島生活センターほかいろんなものがあるわけでありまして、やはり介護予防の拠点としてそこを構築して欲しいと、こういう地元の要望からこのようにしたものであります。以上であります。

○建設水道課長

2番目の除雪機械等の管理費の関係でありますけれども、昨年まで行っておりました町内の除雪路線の除雪の関係がですね、町内の業者の倒産等によりまして対応

できなくなってきたおりました町内に支店、営業所のあります会社を増やしましてその会社も含めて、町内の除雪路線の除雪を行っていくという形であります。今回の補正予算につきましてはその関係の固定経費の保障分でございます現在、県及び他の市町村も含めて冬期間の除雪及びその他の除雪に係る機械の車検費用あるいは重量税等の固定経費を見ている関係上、今回その町内に支店、営業所を持っております業者をここで含めた関係でその固定経費を計上させていただきました。当然、この余剰につきましては必要な場合の除雪費用をあてていくというそういう意味合いでございます。以上です。

○根橋（９番）

後段は分かりました。前段の件ですけれども、これは私ども旧福祉の委員会でも議論になりました。川島地区におきましては高齢化率が町内で一番高いような地域であり、今後は大きな国の制度の流れの中では、介護予防ももちろん大事ですけれどもそれ以上に大切なことは在宅介護、あるいは在宅看護、こうしたものに対してどう取り組んでいくかっていうことの方がこれからはますます重要になってくるというふうに思われるところでもあります。このことについてですねどのように、区の方も当然考えておられると思いますけれども、このことについてはどのように区の方では考えてきた中で今回、介護予防っていうことにこういう形でいくのか。じゃあその在宅看護なり在宅介護についてはどのような方針でいくというふうに考えておられるのか併せて伺います。

○保健福祉課長

只今、町長も申し上げましたけれども川島地区につきましては高齢化とそれから過疎化が進んでおります。その中で地域の皆様の思いや、それから地域の皆様のご要望なども取り入れまして、更なる介護予防の充実とそれから世代間の交流などを図っていくように有効に活用していく中で地域の皆様と一緒にこれからの方向付けも考えていきたいと思っております。

○町 長

在宅介護あるいはまた看護につきましてはの答弁であります。これは川島地区だけに関わらず介護予防だけでなく在宅につきましての、今保健福祉医療の連携なども構築をするように考えておりますので、そういった中で全地域、特にまた要望の強い所からなど在宅は在宅で、そういったことも進めていくように考えていきたい

とこういうことであります。

○議長

ほかにございませんか。

○船木（7番）

2点お伺いしたいんですけれども、まず11ページ新型インフルエンザ予防接種の助成金でありますけれども、さきほど住民税の非課税対象者というふうに説明をいただきました。非課税対象者の中にもですね妊婦だとか子どもだとかいろんなところが対象になると思うんですけれども、このへんはどこを指しておるのか、おおよそ何名になるのかというのがまず1点。2点目であります12ページに間伐材利用の看板設置というのが載っておりますけれども、これは補助金は不要になって法人請負で見るといふふうに理解ができますけれども、これはどこの場所をどういふふうにするのかという2点、質問いたします。

○保健福祉課長

新型インフルエンザの予防接種の助成金のこの金額の出し方でございますけれども、優先接種者の対象者の内、妊婦が160名、1歳未満児の保護者が214名、65歳以上の高齢者が6,400名、基礎疾患を有する方が556名、1歳から就学前までの乳幼児が1,031名、小学校1年から3年生までが579名、小学校4年生から高校生までが1,867名、合計1万807名に対しまして辰野町の低所得者の割合とそれから国から示されました補正係数を掛けまして、接種率70%で予算計上をいたしましたのでそれぞれの人数としては出してございません。ただ国の方針でこの2回接種対象者が変更になる可能性がございますので、予算の過不足が生じると思っておりますがよろしく願いいたします。

○産業振興課長

12ページの林業関係の質問にお答えいたします。予算の組み替えでありまして節の変更でございます。当初予算で120万3,000円、それから9月補正で72万円の森林づくり推進支援金事業補助金として予算を盛ったものでありますけれども、県等の事業内容が補助金でなくて工事請負費ですべきということでありましたので、今回工事請負費として間伐材利用の看板設置を盛ったものであります。内容につきましてはかやぶきの館、しだれ栗森林公園の塩嶺王城県立公園の案内看板が老朽化しておりますので、そちらの方の看板を新設するものがございます。以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

○宮下（11番）

1件質問します。10ページの川島介護予防センター、それから泉水介護予防センターですけれども、一応建築は21年度予算ということですが、その後維持管理費については今後どのように考えているのかお聞きします。

○保健福祉課長

泉水地区の介護予防センター、また川島地区の介護予防センターにつきましては今までの他の地区の介護予防センターと同様、竣工後につきましては各地区に指定管理をお願いしまして、地元で維持管理費をお願いするつもりでございます。以上でございます。

○議 長

ほかにございますか。

○山岸（13番）

同じく10ページの川島地区の介護予防の件ですが、これ一般財源の方から780万出ているわけなんですけれども、前の児童館が町有ということでその取り壊し費用は当然一般財源から出ると思うんですが、そのほか全部これが取り壊し費用に掛かるわけじゃないと思うんですが、その取り壊し費用がいくらでその後その残は、残と言うか残りのお金はどこへ使われるのかについてお聞きします。

○保健福祉課長

取り壊し費用でございますけれども、建物が435㎡、プールが42㎡、その他いたしまして樹木、遊具、フェンスの取り壊し費用としまして正式な見積もりは取ってございませんが、700～800万円程度を撤去作業に予定しております。建築本体でございますけれども、まだ発注方法は決まっておりますが介護予防センター建設に関しましては、全て国の補助金の範囲内で行う予定になっております。以上でございます。

○山岸（13番）

そうしますと上の泉水と比較しまして、泉水の方では地元負担として400何万載ってるわけですね。その費用は地元負担金はどこへ使われるのか、そこをちょっとお願いします。

○保健福祉課長

泉水地区の介護予防センターでございますが、これは既に今まで建築しました介護予防センターと同様でございますが、地元からの要望がありました予算額に対しまして国の補助金 3,300 万円を除きました金額を地元負担金としてお願いをしております。この地元負担金につきましてはもう地元の方で既に了解をいただいているものでございます。以上でございます。

○議 長

ほかにございますか。

○中村（5 番）

12 ページの間伐材の件でございますが、間伐材利用、どこの間伐材を利用するのでしょうか。

○産業振興課長

場所って言うか、山の指定はございませんので間伐材を施工者が購入してそれを利用するというものでございます。

○中村（5 番）

私の関係しております平出山生産森林組合でも間伐しておりますが、そういうものは例えばこちらで要望すればご利用いただけるのでしょうかね。

○産業振興課長

検討させていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 4 号平成 21 年度辰野町一般会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 4 号は原案のとおり可決されました。日程第 7、議案第 5 号平成 21 年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題としま

す。議案の朗読をいたします。

○議会事務局長

(議案第5号 朗読)

○議長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

予算書の3ページをご覧ください。補正予算の明細書でご説明申し上げます。支出で配水設備改良事業費を1,800万円追加し、3,822万円にするものでございます。これは国道153号線の徳本水ミニバイパス工事に伴う配水管の橋梁添架及び配水管の埋設工事の請負費でございます。当初この春以降に予定されておりました県のミニバイパスの本体工事、橋の橋梁工事及び道路の本体工事が当初予定より前倒しになりまして既に工事が発注されたために、県の発注に併せましてここで上水道の本管の埋設及び橋の橋梁への添架工事を発注するものでございます。以上提案申し上げます。原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○根 橋 (9番)

2点お伺いいたします。1点目は上水道の今回橋の付け替えっていうか改良によって70を100mmにするというふう聞いてますけれども、それは橋の所までしかやることであってその先はどういうことになっているのか1点、2点目はこれと直接関係なくて恐縮ですけども下水の接続についてですね将来、農集排の処理についても一元化を図るという基本方針があるかと思うんですが、その下水についてはどのように考えているかその2点を。

○建設水道課長

今回のミニバイパスに伴う配水管の関係につきましては100mmの管を埋設しまして、これからの工事の予定としまして当然、今村、上島地区の配水強化のために本管の埋設工事を予定をしていく予定でございます。下水道管につきましては現在、現在の153号線に入っている関係でこれは予定をしております農集排の接続につきましては、旧道分の配管で接続可能ということでございます。以上です。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第5号平成21年度辰野町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。日程第8議案第6号副町長の選任についてを議題といたします。林住民税務課長の退席を求めます。

（林住民税務課長退席）

○議 長

議案の朗読をいたします。

○議会事務局長

（議案第6号 朗読）

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第6号の提案理由を申し上げます。辰野町副町長が11月28日をもって任期満了となりますので、後任に林龍太郎氏を適任として選任したいので議会の同意を求めるものであります。以上であります。

○宇 治（12番）

動議をお願いします。只今の件につきまして議員の暫時休憩を求めるものです。よろしくをお願いします。

（賛成の声あり）

○議 長

ただ今宇治議員より暫時休憩の動議が提出されました。所定の賛成者がありますのでこれより暫時休憩の動議についてを採決いたします。この採決は起立により行います。お諮りいたします。本動議のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 13名）

○議 長

起立全員であります。よって本動議は可決されました。只今より暫時休憩といたします。議員の皆さんは全協室へお集まりください。なお再開時間はおって通知いたします。

暫時休憩 15 : 57

再開時間 16 : 30

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。これより質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。これより議案第 6 号副町長の選任についてを採決します。お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案のとおり同意することに決しました。林住民税務課長の入場を求めます。

(林住民税務課長入場)

○議 長

以上で本臨時会に付議された事件は、全部終了しました。ここで赤羽副町長から挨拶をしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○副町長

この度11月28日の任期をもって退任をすることになりました。振り返ってみますと昭和42年4月に役場に奉職以来、職員時代は殆どの課を経験をさせていただいたおかげで、幅広い多くの方々とのすばらしい出会いがあり私の人生にとって大きな財産をいただきました。とりわけ矢ヶ崎町長の下、平成13年から2期8年間、助役副町長として補佐させていただきました。丁度、財政的にも厳しい時代に突入しておりまして、前福島助役さんから引き継ぐ時にもくれぐれも町の財政力を付けるようにと委託をされたところでもあります。そのためには財政と行政改革を一体とした正に行財政改革をよぎなくされた時でもありました。職員はじめ多くの皆様方の多大なご協力のもと、幸いにも道路建設基金や病院建設基金など新規の基金積立をは

じめ基金全体でも約7億円近く増額することができ、少しずつではありますが、財政的にも明るい兆しが見えてまいりました。今、私といたしましては自分の使命、役目を果たし終えたという気持ちで一杯であります。議員の皆様方には公私にわたり大変お世話になりました。心から感謝とお礼を申し上げます。地方自治体を取り巻く環境がますます厳しい時ではありますが、ますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして退任にあたっての挨拶とさせていただきます。長い間大変ありがとうございました。

○議 長

次にさきほど選任同意をいただきました、林住民税務課長から就任の挨拶を受けます。

○林住民税務課長

只今、副町長として同意をいただきました林龍太郎でございます。責任の重大さを考えますと身の引き締まる思いでございます。現在の赤羽副町長のご手腕には到底およびも尽きませんが、矢ヶ崎町政4期の出発にあたり大変微力ではございますけれども、誠心誠意務めてまいりたいと思います。どうか今後とも皆様のご指導ご鞭撻をお願いし、誠に簡単でありますけれども就任にあたっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長

以上で本日の会議は閉じます。よって平成21年第13回（11月）辰野町議会臨時会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

1 1. 閉会の時期

午後 4 時 38分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑沢高秋、庶務係長 武井庄治の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番